

業務指示書

チュニジア国「メジェルダ川洪水対策事業」にかかる案件実施促進調査（SAPI）【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年9月20日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年9月25日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：洪水対策事業に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／流域管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：流域管理計画の立案・計画
- 2) 対象国又は同類似地域：チュニジア及び半乾燥地帯での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 流出解析】

- 1) 類似業務の経験：流出解析の経験
- 2) 対象国又は同類似地域：チュニジア及び半乾燥地帯での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月29日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
 - () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(TND1 = 45.27426 円, US\$1 = 108.976 円, EUR1 = 130.786 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／流域管理
流出解析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.85 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年10月13日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

チュニジア国「メジェルダ川洪水対策事業」にかかる案件実施促進調査（SAPI）【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/流域管理	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 流出解析	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

チュニジアは国土全域の年間平均降水量が500mmと少なく、国土の半分が半乾燥気候条件下にあるが、同国北部を流れるメジェルダ川は通年で流水を維持する唯一の河川である。そのメジェルダ川を含む同国北部では、2000年以降集中豪雨が頻発、大規模な洪水被害が発生している。なかでも2003年1月に発生した大洪水では2.7万人の避難者と数名の死者が発生したほか、農作物、家屋などへの被害、交通遮断も発生し、同国の社会・経済に甚大な損害を与えた。また2012年2月にも死者5名、2.2万haに及ぶ農地に浸水被害をもたらす大規模な洪水が発生した。こうした大規模な洪水は農作物、インフラ、家屋等の物質的損失にとどまらず、経済活動の停滞や災害をきっかけとした貧困の増加等社会的損失も伴うことから、同国が持続可能な開発を達成する上での大きな弊害の一つとなっている。かかる状況を踏まえ、チュニジア政府は洪水対策への取り組みを喫緊の課題としている。

これを受け、JICAは2006年～2008年にかけて開発調査「メジェルダ川総合流域水管理計画調査」を実施、洪水対策にあたっては、下流から上流に整備していくことが不可欠であることから、その後、メジェルダ川の最下流域（D2ゾーン）のアリアナ県、マヌーバ県、ビゼルト県を対象に2010年～2012年に協力準備調査を実施、2014年7月に借款契約を締結、現在コンサルタントが詳細設計を実施している。

しかし、今般、チュニジア側よりメジェルダ川の中流に位置するシディサレム・ダム（シディサレム）の堆砂量がこの数年で想定した以上に進行しているとの報告があり、堆砂の進行度合いによってはダムの調整機能が失われ、D2ゾーンを整備しても円借款事業効果の発現が見込めず洪水が頻発する可能性があることが判明した。

今回のSAPIでは、現状について確認すると共にダムの洪水対策機能の強化に係る提言をチュニジア政府に行うことを目的としている。なお、シディサレム・ダムの堆砂量の調査及び堆砂対策の検討では、ダム上流域の計画高水流量も含めて、流域全体での流量配分を改めて確認すること、本計画高水流量を出すにあたっては、既往の円借款事業との整合を図ることが必須であることから、D2ゾーンと同様の流出解析モデル（WEB-DHM）を使うこと。

また、円借款本体コンサルタント及び上流部分の調査を実施する予定のKfW及びそのコンサルタントと情報交換・協議を行う。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

メジェルダ川洪水対策事業

(2) プロジェクト目的

本事業はメジェルダ川流域を対象に河川改修等のインフラ整備を行うことにより、同地域における洪水対策機能の強化を図り、もって洪水被害の軽減及び地域住民の生活環境の改善に寄与するもの。

(3) 対象地域

メジェルダ川の下流域（アリアナ県、マヌーバ県、ビゼルト県）

- (4) 関係官庁・機関
農業・水資源・漁業省（以下、「農業省」と言う。))

3. 業務の目的

- 今次調査では、以下の結果を出すものとする。
- ・上流域の計画高水流量が正確に算出される。
 - ・シディサレム・ダム¹の堆砂状況等の確認及び上流域の計画高水流量を元に既往円借款の効果発現の障害となりうる堆砂軽減に係る解決策の提案がなされる。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA チュニジア事務所と農業省との間で合意した実施計画(Implementation Plan)に基づき、「3. 業務の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「9. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 業務の対象地域

メジェルダ川 U1、U2、シディサレム・ダム、D1

6. 実施方針及び留意事項

- (1) インテリムレポート
- ・本レポート作成の主眼は、「7. 業務の内容(10) 計画高水流量配分の検討」を実施するにあたり、不足情報等がないかを確認することにある。この点を念頭に適切なレポートを作成すること。
- (2) データ・情報収集及び自然条件、社会条件調査等の実施
- ・「7. 業務の内容(2) データ・情報収集」は机上調査を想定しており、「7. 業務の内容(3) 自然条件、社会条件調査等の実施」は現場での調査を想定している。特に前者の②はシディサレム・ダムの貯水池内(80m²程度)の現在の堆砂状況を把握するために既存のデータ等を収集するものであり、後者については、メジェルダ川の流量解析モデルを作成するため、メジェルダ川全域の状況を把握すると共に、シディサレム・ダム周辺(貯水池よりも広い範囲)の状況を把握するもの。更に、堆砂状況の変化を把握するため新たにダム貯水池内の地形・深淺測量を実施し、またダム貯水池内に堆積している土砂の形状、流入量の濁度についても調査するもの。以上を念頭に、より効果的、効率的な作業工程・方法を考案し、プロポーザルにて提案すること。
- (3) ダムの堆砂対策の検討
- ・シディサレム・ダムの堆砂対策に関し、可能性のある対策案をプロポーザルにて提案すること。
- (4) ラマダン及びバカンス期間の考慮
- ・チュニジアは、2018年5月中旬より1ヶ月間がラマダン、7月から8月にかけてバカンス期間となる。よって、これを踏まえた上でスケジュールを策定すること。

(5) JICA チュニジア事務所への報告

- ・ 適時適切に JICA チュニジア事務所へ進捗状況について報告を行うこと。

7. 業務の内容

(1) レポート作成

① インセプションレポートの作成、説明

- ・ インセプションレポートを作成する。作成に当たっては JICA と内容について協議し、必要な修正を行った上で最終化する。
- ・ 農業省に対して、インセプションレポートを説明し、内容について合意を得る。

② インテリムレポートの作成、説明

- ・ 「7. 業務内容 (8)」までの調査結果を取りまとめたインテリムレポートを作成する。作成に当たっては JICA と内容について協議し、必要な修正を行った上で最終化する。
- ・ 農業省に対して、インテリムレポートを説明し、内容について合意を得る。

③ ドラフトファイナルレポートの作成、説明

- ・ ドラフトファイナルレポートを作成する。作成に当たっては JICA と内容について協議し、必要な修正を行った上で最終化する。
- ・ JICA と合意したドラフトファイナルレポートを実施機関に説明し、実施機関とも確認の上、必要に応じて、情報・データ・提言等を加筆修正する。

④ ファイナルレポートの提出

- ・ ドラフトファイナルレポートからの変更点を JICA に説明し、JICA の了解を得た上で最終化し、JICA にファイナルレポートを提出する。

(2) データ・情報収集

① メジェルダ川の治水計画基本条件設定のための資料収集

長期流出解析に必要な下記のデータについて、存在状況を確認した上で入手可能なデータについて収集・整理する。観測データの期間は最低 10 年、可能ならば 20 年以上が望ましい。

- ・ 降雨記録、河川流量記録
- ・ 気象観測記録 (地上気温、日射量 (または雲量)、地上比湿、地上風速、地上気圧)
- ・ 土地利用分布、地質分布、表層土壌分布、植生分布
- ・ 将来土地利用計画の土地利用分布
- ・ 既設ダム の 諸元 (ダム HV、ゲート能力、操作ルール の 情報)
- ・ ダム水位 (=貯水容量)、流入量、放流量記録
- ・ 河道流量、観測地点の水位-流量曲線情報 (過去の更新履歴、直接流量観測の情報)
- ・ 既往洪水氾濫実績の情報 (実績氾濫域、時系列的な情報など。氾濫戻し流量時系列が作成できる情報)
- ・ アルジェリア側の降雨情報の不足を補うための再解析値の収集

② シディサレム・ダムの堆砂対策を検討するための資料収集

シディサレム・ダムの現在の堆砂状況 (堆砂量、堆砂形状、堆積物等) の把

握、堆砂状況の継時的変化量等を検討するために必要な下記のデータを収集・整理する。

- ・ 地形・地質情報
- ・ シディサレム・ダム基本諸元並びに運用状況
- ・ 河床及びダムの土砂の粒径分布
- ・ ダムの水位変動、流入量並びに放流量
- ・ ダム並びに流入水、放流水の濁度
- ・ 上流域の土砂生産状況
- ・ 水資源開発・管理に係る上位計画、等

(3) 自然条件、社会条件調査等の実施

メジェルダ川流域の気候、地形起伏、土壌の状況など、流出解析モデル構築に必要な流域の主要地点の現地調査を実施するとともにシディサレム・ダム及びその周辺の自然条件（地形、地質、植生等）、社会条件（土地利用等）、更には、堆砂の状況を確認するために、以下の調査を実施する。

- ・ メジェルダ川の主要地点の状況確認
- ・ ダム周辺の自然・社会環境条件調査
- ・ ダム貯水池内の地形測量（地形測量、深淺測量）
- ・ ダム堆積土砂の材料調査
- ・ 濁度調査

(4) 水文情報の整理

① 降雨観測記録の整理

洪水被害を生じた実績洪水時の降雨の時間・空間分布情報を作成することを目的に、降雨観測所による観測雨量データを整理する。ダブルマスカーブ、年間雨量の変遷など、観測所の相互的な関係の評価より、地上雨量観測データの妥当性を検討する。

② 再解析値の利用可能性の検討

地上観測所データの入手が困難なアルジェリア国の範囲での降雨特性を把握するために、再解析値データの利用可能性、活用方法を検討する。

③ 降雨-流出特性の検討

洪水時の降雨と河川流出高の関係を整理すると共に、流量データの妥当性の確認を行う。また、ピーク流量と降雨継続時間の相関分析を行い、計画上の降雨継続時間を検討する。

④ 実績洪水流量記録の整理

過去に被害をもたらした洪水記録を整理する。内水氾濫、外水氾濫の有無を把握し、可能であれば氾濫戻し流量時系列を作成する。

⑤ 既設ダムの操作ルールおよび洪水調節操作実績の整理

流域内の既設ダムについて、通常時及び洪水時の操作ルール、また、洪水時の操作実績について整理を行う。対象ダムは、M/P で主要ダムとして選定された7ダム（シディサレム、メレゲ、シリアナ、ブヘルトゥマ、メレゲ2、テッサ、サラ）とする。

(5) 流出解析

① 流出解析モデルの構築

メジェルダ川の長期河川流況および実績洪水を適切に再現できる流出解析モデルを構築する。流出解析モデルには、F/S で活用された WEB-DHM を用いることを基本とする。

② 堆砂対策検討のための長期流出解析の実施

構築した流出解析モデルにより、堆砂対策検討のために必要となるシディサレム・ダム流入量の長期流出解析を実施する。

③ 治水計画のための流域初期条件の検討

実績被害をもたらす洪水の生起状況を整理し、治水計画上見込むべき流域の湿潤状態の初期条件についての検討を行う。

(6) 計画降雨の検討

2、5、10、20、30、50、100年確率規模での計画降雨を設定する。対象流域面積は約 23,700km² と広大であるため、降雨波形（時間分布）だけでなく降雨の空間分布についても検討を行う。

(7) 基本高水流量配分の検討

構築された流出モデル、流域初期条件、計画降雨を用いて、確率規模別、評価地点別の基本高水流量を計算する。複数洪水波形、評価地点での流量を総合的に勘案し、基本高水流量配分を決定する。

(8) ダム操作ルール操作の検討

現地で設定されている洪水調整の操作ルールの最新情報を確認した上、複数パターンの計画降雨での治水効果を最大化するようなダム操作ルールを検討する。なお、別途実施されるシディサレム・ダムでの堆砂状況の把握、今後の堆砂予測の検討の結果を踏まえダムの調節能力を検討する。

(9) 本邦招へい（2018年4月23日～27日を想定）

- ・ダム堆砂対策・管理に係る我が国の技術、制度、運用等について、チュニジア農業省職員への理解を深め、今後の円滑な案件形成等に資することを目的として、2018年4月末を目処に、1週間程度、チュニジア農業省職員（高官）の本邦招へいを実施する。招聘人材は3～5名を想定する。なお、招聘目的は以下の通り。

- ダム堆砂対策・管理に関する本邦技術の紹介

- 本邦のダム堆砂対策施設及びダム管理技術に関する現地視察

- 日本のダム堆砂対策に係る政策の紹介、等

- ・受注者は当該本邦招へいに関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招へい者にかかる航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務及び被招へい者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、発注者が行うものとする。なお、招聘にあたっては「コンサルタント等契約における研修・招聘実施ガイドライン（2017年6月）」に則ることとする。

① 被招へい者の人選への支援

被招へい者の人選は発注者と先方政府関係者との協議で決定するが、受注者は、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、

人選に係るアドバイス等を行うものとする。

② 招へいの日程調整

2018年早々にJICAと協議の後、実施機関と日程を調整し確定させる。

③ 招へいカリキュラムの作成

招へい実施2か月前を目途に、招へいカリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、発注者の基本的な了解を得る。

④ 面談者・見学先等の手配

発注者の了解を得た招へいカリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

⑤ 招へいに係る関連資料の作成

招へいカリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を仏文で作成する。

⑥ 被招へい者への来日前説明への支援

被招へい者への来日前の説明は、発注者が行うが、受注者は当該説明会に同席し、招へいカリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

⑦ 招へいカリキュラムの実施

招へいカリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、受注者の業務従事者が同行するものとする。

⑧ 招へい実施報告書の作成

招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、ファイナルレポートに含め提出する。

(10) 計画高水流量配分の検討

これまでの検討成果を踏まえ、ダム操作を考慮した計画高水流量配分を設定する。

(11) ダム内河床変動計算

収集資料及び現地調査結果及び上記で検討した長期流出解析結果を踏まえて、一次元河床変動計算モデル（ダム堆砂量予測モデル）を構築し、シディサレム・ダムにおける現在の堆砂状況による検証を実施するとともに、将来（50年後）の堆砂進行状況の予測を実施する。

(12) 堆砂対策検討

上記の検討・解析結果を踏まえて、以下の手順でダム堆砂軽減対策案の検討を行い、最適案を選定する。最適案の選定にあたっては、費用対効果を評価すると共に下流河道、環境、ダム運用への影響等についても十分考慮する。

① 堆砂軽減目標の設定

堆砂軽減目標については、今後流入する土砂に対する目標と現在既に堆積している堆積土砂に対する目標を設定する。

② 堆砂対策の適用性の検討

シディサレム・ダムの特性（地形・地質的特性等）を考慮した上で、ダムの堆砂対策として可能な対策案（ダム堆積土砂対策、ダム流入土砂対策）を選定し、その適応性について比較検討する。

8. 再委託業務

- ・ 本調査で行われる業務の一部について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント/NGO等に再委託して実施することを認める。
- ・ 現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

9. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。

レポート名	提出時期	部数
インセプションレポート	第一回国内作業期間内	英文：5部及びデータ 仏文：10部及びデータ
招聘計画書の提出	招聘2ヶ月前	和文：1部及びデータ 仏文：5部及びデータ
インテリムレポート	「7. 業務内容（8）」の業務が終了した2週間以内	英文：5部及びデータ 仏文：10部及びデータ
ドラフトファイナルレポート	「7. 業務内容（12）」の業務が終了した2週間以内	英文：5部及びデータ 仏文：10部及びデータ
ファイナルレポート要約版	契約終了時	和文：3部及びデータ
ファイナルレポート	契約終了時	英文：5部及びデータ 仏文：10部及びデータ CD-R：1枚

ファイナルレポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

(2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、JICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したもののについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 業務フローチャート

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

約 24.5M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、上記の業務量を目安として、担当業務の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともに適切な業務従事者の配置をプロポーザルにて提案することを可とする。なお、指示書に記載された格付け目安を超える格付けを提案する場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 総括／流域管理（2号）
- 測量
- 水文
- 流出解析（3号）
- 地質／土砂解析
- 流入土砂対策／砂防／排砂対策

2. 相手国の便宜供与

- ・調査に必要な関連データ・資料等の提供
 - ・カウンターパートの配置
 - ・オフィススペース及び机・椅子等の備品の提供等。
- 詳細は配布資料を参照。

3. 参考資料

【配布資料】

- ・チュニジア国 メジェルダ川総合流域水管理計画調査 最終報告書（2009年）
- ・メジェルダ川に係る気候変動影響を考慮した統合流域管理・洪水対策検討調査報告書（2013年）
- ・「メジェルダ川総合流域管理・洪水対策事業準備調査」協力準備調査（2012年）
- ・JICA チュニジア事務所と農業省との合意文書

4. 通訳

- ・現地作業にあたっては、英語・仏語又は日本語・仏語の現地通訳の備上を認める。

5. その他留意事項

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA チュニジア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同

事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録してください。

(2) 不正腐敗の防止

本プロジェクトの実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 複数年度契約

本業務においては年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上